

(案)

なは市民協働プラザにおける災害時対応自動販売機による 飲料の提供に関する協定書

那覇市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時対応自動販売機（以下「自販機」という。）による取扱商品の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害時における自販機による取扱商品の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、市内に暴風、豪雨、地震その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、当該災害対策本部から要請があったときは、次条に定める自販機の機内在庫の取扱商品を甲に無料で提供するものとする。

（自販機）

第3条 災害時における取扱商品の提供を行う自販機は、当該自販機の設置及び飲料水等の販売について甲及び乙が締結したなは市民協働プラザ自動販売機設置賃貸借契約書（以下「契約書」という。）に基づき乙が設置及び販売している自販機とする。

（乙の立入権）

第4条 乙は、乙の社員又は使用人を前条の自販機の商品補充、売上金回収又は機械の保全修理のため、当該自販機の設置場所へ出入りさせることができる。この場合において、乙は甲の業務に支障が無いように処理するものとする。

（保守点検及び報告）

第5条 乙は、災害時において安定した取扱商品の供給を行えるよう月1回の点検を行い、報告のため関係書類を毎年甲に提出するものとする。

（相互協力義務）

第6条 乙は、第3条の自販機の保全修理を行い、甲は、設置期間中においてその保全に協力し、故障、不都合等を生じた場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の効力は、契約書で定める賃貸借期間とする。

（守秘義務）

第8条 甲乙は、本協定を履行する為に開示された甲乙に関する情報及び本協定の内容を、本協定の賃貸借期間中及び本協定終了後も甲乙の書面による承諾がある場合を除いて、第三者へ開示し、又は本協定の目的以外の為に使用しないものとする。

（協議事項）

第9条 本協定に関し疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、契約書に定めるもののほか、甲乙双方誠意を持って協議し、円満にこれを解決するものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市

那覇市長 知念 覚

乙 ○○○市字○○○番地

株式会社○○○

代表取締役 ○○○○○